

予算大綱説明

令和6年2月

東三河広域連合

本日、ここに令和6年2月東三河広域連合議会定例会を招集し、新年度予算のご審議をお願いするにあたり、広域連合長として広域連合の運営についての所信の一端と予算の大綱を申し上げ、住民を代表する議員の皆さまのご理解と協力を賜りたいと存じます。

昨年を振り返りますと、各地のイベントやお祭りがコロナ禍後の制限のない状況で開催されたほか、海外から日本へ訪れる外国人旅行者が増加してインバウンド消費の回復がみられるなど、かつてのにぎわいが再び訪れたことは、大変喜ばしく思います。

その一方、為替相場の変動、輸入価格の上昇に伴う物価高は、日々の暮らしに大きな影響を落とし、東三河においても地域経済を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

また、昨年発表がありました令和4年の日本の出生数が調査開始以来、初めて80万人を割り込み、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況は、当地域においても例外でなく、持続的な地域の発展に向け看過できないものがあります。

さらに、令和6年に入り新年早々、能登半島地震による甚大な被害状況を目にして、この地域においても南海トラフ地震の発生が予想されるなか、構成市町村各々が住民の安全・安心の暮らしを築いていく重要性を改めて認識したところであります。

このような先行きを見通すことが困難な中ではありますが、東三河 8 市町村がそれぞれの特長を生かした施策を的確に講ずることに加え、共通の地域課題に対して力を合わせ一体となって取り組むとともに、コロナ禍を経て変わりゆく社会において新たな価値を創造していくことが大切になってくると考えております。

「東三河はひとつ」を合言葉に設立した東三河広域連合は、令和 6 年 1 月末に設立から 9 年の月日が経過しました。

10 年目を迎える新年度におきましても、東三河地域の一体感のさらなる醸成と地域全体の活性化に向け、8 市町村の総意で設立した特別地方公共団体としての使命と役割を果たしてまいります。

以上が、東三河広域連合の運営に臨む私の所信の一端でございます。

続きまして、新年度予算の主な内容について申し上げます。

共同処理事務における消費生活相談につきましては、年々複雑化・多様化する消費者トラブルを未然に防ぐため、若年層から高齢者まで幅広い年齢層に応じた様々な消費者啓発事業を実施し、消費

者問題に対する意識を高めるほか、オンライン相談の充実に努めてまいります。

また、障害のある方の状況に応じ支援の度合いを審査判定する障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関しましては、近年申請件数が大きく増加していることから、審査員の増員や合議体を増設することで審査会の開催回数を年間４８回から７２回と大幅に増やし迅速かつ適正な審査を進め、障害者の福祉の増進に寄与してまいります。

地方創生につながる取り組みとしましては、新年度が最終年度となる「第２期東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる以下の事業を実施してまいります。

ＩＣＴを活用した魅力発信事業では、公式インスタグラムの運営を継続するほか、東三河に関する投稿を広く一般ユーザーに促す「ハッシュタグキャンペーン」を開催いたします。

また、若い世代に対する東三河への興味・関心を高めるため、大学生等と連携した地域ＰＲ企画にも新たに取り組んでまいります。

東三河地域の児童生徒が地域内の公共施設を無料で利用できる「ほの国こどもパスポート事業」では、紙とデジタルの併用による

スタンプラリーを開催して、各施設のさらなる利用促進や地域内住民交流の活性化につなげてまいります。

さらに、令和7年度から始まる新たな「東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向け、現行戦略の効果検証を進めるとともに、外部委員の意見も参考にしながら新戦略に掲げ実施する新規施策や事業の検討を進めてまいります。

本戦略の策定にあたっては、地域課題の解決のみならず、デジタル技術の進展など様々な視点から新規施策や事業を検討し、持続可能な東三河の地域づくりを推進してまいります。

次に共同処理事務の中心的な取組である介護保険事業ですが、新年度から始まる第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が「いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現」に向け、東三河版地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、広域連合と構成市町村が一丸で取り組んでまいります。

また、65歳以上の方がご負担する介護保険料について、第9期計画期間中の介護サービス利用者や給付費用を見込んだ上で介護給付費等準備基金を活用することにより、基準額を第8期より60円低い月額4,930円に設定いたしました。

新年度予算の重点事業である、中山間地域対策事業では、新年度からはこれまでの訪問系サービス事業者に加え、新たに通所系サービス事業者と居宅介護支援事業者も対象とし、北部圏域における居宅サービス提供体制の強化を図ります。

同じく、家族介護者リフレッシュ事業では、利用対象施設の拡充を図り、要介護者を支えるご家族の皆様を引き続き支援してまいります。

さらに、地域支援事業では、地域包括支援センター職員の増員等による支援体制の充実、フレイル状態にある高齢者を支援する介護予防活動の推進など、地域の実情に合わせた多彩な事業を実施してまいります。

このほか、市町村税等の滞納整理、一般旅券の発給申請の受理及び交付、社会福祉法人の監査指導などの事務を着実に進めてまいります。

以上が、新年度における東三河広域連合の事務・事業の主なものであります。

このように広域連合の運営にあたりましては、地域の活力を維持するとともに、将来にわたり安心した暮らしを確保するため、構成市町村をはじめ国や県など多様な関係者と緊密に連携・協力しながら、しっかりと事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また、本広域連合の財源の大部分が構成市町村からの負担金であることを重く受け止め、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、組織一丸となって事務執行に努めてまいります。

これまでご説明申し上げました諸施策を盛り込み編成いたしました新年度予算は、

一般会計は 106億5,160万円

介護保険特別会計は 571億1,000万円

全会計の総額では 677億6,160万円でございます。

議員各位をはじめ住民の皆様には、今後とも東三河広域連合の運営に対する深いご理解とご協力をお願い申し上げ、予算大綱説明とさせていただきます。

なお、この他、今議会には補正予算案及び条例案を提出しております。詳細につきましては、議事の進行に伴い、関係部課長からそれぞれ説明させますので、よろしくお願いいたします。